

川西市会計年度任用職員勤務時間、休日及び休暇規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

川西市長 越田謙治郎

川西市規則第 32 号

川西市会計年度任用職員勤務時間、休日及び休暇規則の一部を改正する規則

川西市会計年度任用職員勤務時間、休日及び休暇規則（令和2年川西市規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(私傷病による療養休暇) 第15条 規則第10条の3第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員の私傷病による療養休暇について準用する。 <u>ただし、川西市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年川西市条例第11号。以下「給与条例」という。）第5条第2項の規定の適用を受ける者に係る規則第10条の3第1項の適用については、「特に10日以上療養」とあるのは、「療養」と読み替えるものとする。</u>	(私傷病による療養休暇) 第15条 規則第10条の3第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員の私傷病による療養休暇について準用する。

(介護休暇)

第22条 (略)

2・3 (略)

4 介護休暇については、給与条例第8条の規定により、その期間の勤務しない1時間につき、給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(休暇)

第28条 休暇は、有給休暇及び無給休暇とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 有給休暇 年次休暇、私傷病による療養休暇（一会計年度において、10日を超えない範囲内に限る。）、妊娠中の女性職員の通勤緩和、妊娠中又は出産後の女性職員の健康診査及び保健指導、産前産後の休暇、出産補助休暇、男性職員の育児参加休暇、子の看護休暇（給与条例第5条第1項の規定の適用を受ける者に対して与えるものに限る。）、結婚休暇、不妊治療に係る通院等のための休暇、忌服休暇、夏季休暇

(2) 無給休暇 育児時間、公務傷病等による療養休暇、私傷病による療養休暇（前号に掲げる場合を除

(介護休暇)

第22条 (略)

2・3 略

4 介護休暇については、川西市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年川西市条例第11号。以下「給与条例」という。）第8条の規定により、その期間の勤務しない1時間につき、給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(休暇)

第28条 休暇は、有給休暇及び無給休暇とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 有給休暇 育児時間、年次休暇、私傷病による療養休暇（一会計年度において、10日を超えない範囲内に限る。）、妊娠中の女性職員の通勤緩和、妊娠中又は出産後の女性職員の健康診査及び保健指導、産前産後の休暇、出産補助休暇、男性職員の育児参加休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、ドナー休暇、結婚休暇、不妊治療に係る通院等のための休暇、忌服休暇、夏季休暇

(2) 無給休暇 公務傷病等による療養休暇、私傷病による療養休暇（前号に掲げる場合を除く。）、生理休

<p>く。)、生理休暇、妊娠障害休暇、<u>子の看護休暇（前号に掲げるものを除く。）</u>、短期介護休暇、介護休暇、介護時間、ドナー休暇</p>	<p>暇、妊娠障害休暇、介護休暇、介護時間</p>
---	---------------------------

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。